

公 告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定により、令和 4 年 4 月に実施した令和 2 年度会計対象財政的援助団体等の監査の結果に関する報告について、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 4 年 6 月 10 日

山形県監査委員	森	谷	仙 一 郎
山形県監査委員	星	川	純 一
山形県監査委員	松	田	義 彦
山形県監査委員	海 老 名	信	乃

1 監査の基準

山形県監査委員監査基準（令和 2 年 4 月県監査委員訓令第 1 号）に準拠して実施

2 監査の種類

財政的援助団体等監査

3 監査の対象

- (1) 監査対象団体 一般社団法人山形県系統豚普及センター
- (2) 監査対象期間 令和 2 年度

4 監査の着眼点

監査の対象となった財政的援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているかといった観点から実施した。

5 監査の実施内容

監査対象期間における財政的援助等に係る出納その他の事務の執行等について、関係書類等を確認するなどの方法により監査を実施した。

6 監査の結果

監査対象期間における財政的援助等に係る出納その他の事務の執行等について、以上のように監査した限りにおいて、監査結果は次のとおりである。

(1) 一般社団法人 山形県系統豚普及センター

監査実施年月日 令和 4 年 4 月 12 日

担当監査委員 松田 義彦

ア 監査事項

(ア) 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団 体 の 目 的
15,000,000 円	基本財産の現在額 50,660,000 円 県の出資割合 29.6%	山形県が造成した系統豚を維持するとともに、優良種豚の生産及び供給を行うことにより、山形県産肉豚の品質向上と生産の安定を図り、もって農家経営の安定及び向上に寄与する。

イ 指摘事項（是正改善を要するとして指摘した事項）

会計事務等に係る内部牽制が的確に機能していないもの

（内容）

職員が資材等の購入を装い、貯金口座から現金を引き出すという不正な会計処理を行ったものがある。

ウ 注意事項（是正改善を要するとして注意した事項） なし